【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成22年4月23日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男

連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

【届出の対象とした募集内 財形株投(一般財形30)

国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 継続申込期間(平成22年4月24日から平成23年4月22日まで)

国投資信託受益証券の金 5,000億円を上限とします。

額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

財形株投(一般財形30)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5.000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

(注)当ファンドにおいては、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)は原則として給与天引きとし、取得申込受付日は「勤労者財産形成貯蓄契約」に定める日とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

(6) 【申込単位】

1,000円単位

(7) 【申込期間】

平成22年4月24日から平成23年4月22日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、「勤労者財産形成貯蓄契約」に定める日に、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは、財形貯蓄制度を利用する勤労者のみなさま専用のファンドであり、いつでも自由に引出せ、使いみちも自由な天引貯蓄です。勤労者の方であればどなたでも加入することができます。

受益権の取得申込者は、事業主を通じて、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドは、積立投資専用です。

- イ.取得申込者は、販売会社と別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」にしたがい契約(以下「別に 定める契約」といいます。)を結ぶものとします。
- 口.積立ては、原則として3年以上とさせていただきます。
- 八.毎年1回(原則として2月1日決算)の収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に再投資されます。 なお、2月1日または2月2日のいずれかが委託会社の休業日にあたる場合には、2月1日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、1日に最も近い日を決算日とします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

取得申込金額に利息は付きません。

第二部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

	単位型投信・追加型 投信	追加型投信
商品分類	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益 の源泉)	資産複合
	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型 (株式、債券)))
属性区分	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

(注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2)属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1.主として財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保をはかり、主として財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

- (注)当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者から の資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド(財形 公社債マザーファンドおよび財形株式マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマ ザーファンドで行なうしくみです。なお、株式および公社債に直接投資する場合があります。
- 2.財形公社債マザーファンドは、内外の公社債を主要投資対象とし、主として内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。また、財形株式マザーファンドは、東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざします。
- 3. 投資方針の関連説明および留意点
 - (a) 当ファンドは、主として内外の公社債への投資により安定収益の確保をはかるとともに、株式部分については東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざして、全体として安定運用を行ないます。
 - (b) 東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の第一部に上場されているすべての銘柄の時価 総額を指数化し、市場全体の株価の変動をとらえようとするものです。
 - (c) 財形株式マザーファンドについては、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざします。ただし、主として次の理由から、投資成果が指数と完全に一致するものではありません。
 - ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
 - ・売買委託手数料等の費用負担
 - ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・株価指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
 - ・株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
 - ・株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
 - ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- 4. 当ファンドは、財形貯蓄制度を利用する勤労者のみなさま専用のファンドです。勤労者財産形成貯蓄 (一般財形)をご利用の場合にご投資いただけます。
- 5.お買付けは、給与からの天引きで行ないます。お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。また、換金手数料はかかりません。
- 6. 毎計算期末に、利息等収益を中心に収益の分配を行ないます。収益分配金は、税金を差引いた後、自動 的に再投資されます。

(2) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者			
	収益分配金(注)、償	還金など お申込金(3)		
お取扱窓口		受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社 との契約(1)に基づき、次の業務を行ないま す。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払い に関する事務 など		
1	収益分配金、償還	金など お申込金(3)		
委託会社	大和証券投資信託 委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など		
運用指図 2		損益 信託金(3)		
1 1 1 1	みずほ信託銀行 株式会社 再信託受託会社:資産 管理サービス信託銀行 株式会社	信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など		
投資対象		卟の公社債、わが国の株式 など ファンド方式で運用を行ないます。)		

- (注)収益分配金は自動的に再投資されます。
 - 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
 - 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
 - 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社 には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

- <委託会社の概況(平成22年2月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業

の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契

約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみな

される。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
#+*^\\+\f\\	= = # ₹ / L	株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

主として財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保をはかり、主として財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

(2) 【投資対象】

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された財形公社債マザーファンドの受益証券および財形株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの

- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券(外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 12.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 13. 外国の者に対する権利で前12.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書および前7.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

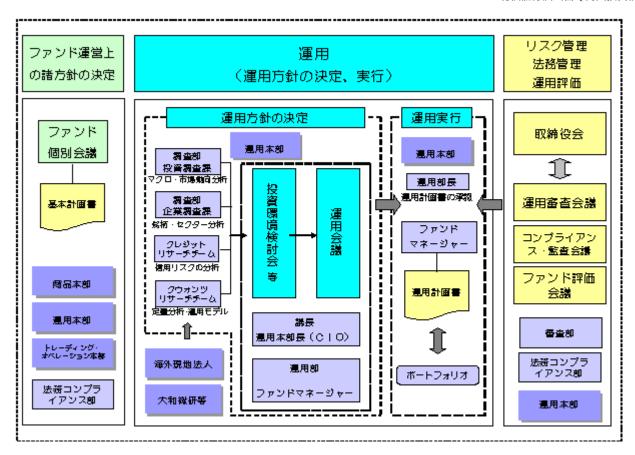
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ.運用本部長(CIO)(1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- 口.運用副本部長(1~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

八.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議 において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15~25名程度です。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

上記の運用体制は平成22年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、利息等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、財形株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- 口.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

新株引受権証券等(信託約款)

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、 信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引(登録予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 口.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ハ.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ.前イ.の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等(信託約款)

イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の 価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 口.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限 月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内 とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入 可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る 外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権 の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組 入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加 えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない

範囲内とします。

スワップ取引(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元 本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図 をすることができます。
- ロ.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と財形公社債マザーファンドおよび財形株式マザーファンド(以下本ハ.において「マザーファンド」といいます。)の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 二.前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ、スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- へ.委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の転換社債等(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 口.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換 社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公 社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 口.前イ.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 八.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。
- 口.前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の 売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償 還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の 売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう 日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考>マザーファンドの概要

<u>1.財形公社債マザーファンド</u>

(1) 投資方針

主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

主として内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債 についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじ め明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあ る新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの
- 7. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 10.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- 12. 外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

<u>2.財形株式マザーファンド</u>

(1) 投資方針

主要投資対象

東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざします。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

信託財産の効率的な運用に資するため、および有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券 先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または 長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が 回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因 となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

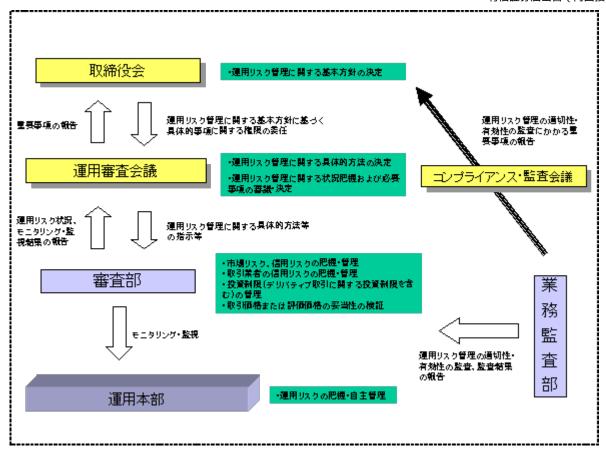
- イ.解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

申込手数料には、消費税等が課されます。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.5435%(税抜1.47%)の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日(6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.347655%	年1.117095%	年0.07875%
(税抜0.3311%)	(税抜1.0639%)	(税抜0.075%)

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託 財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の 負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。)。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

<注1>個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となりま

す。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- ()税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(平成22年2月26日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	441,939,384	94.09
内 日本	441,939,384	94.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	27,761,972	5.91
純資産総額	469,701,356	100.00

(参考)財形公社債マザーファンド

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		968,841,520	94.74
	内 日本	968,841,520	94.74
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		53,754,829	5.26
純資産総額		1,022,596,349	100.00

(参考)財形株式マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価 (円)	投資比率(%)
株式	640,648,000	95.76
内 日本	640,648,000	95.76
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	28,396,308	4.24
純資産総額	669,044,308	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (買建)	26,730,000	4.00
内 日本	26,730,000	4.00

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3)株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】(平成22年2月26日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

(単位:円)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

財形公社債マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	244,657,004	1.26930 310,543,135	1.2694 310,567,600		66.12%
2 財形株式マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	189,542,324	0.69640 131,997,274	0.6931 131,371,784	-	27.97%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	94.09%
合計	94.09%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(参考)財形公社債マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

(単位:円)

		銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	5 7	5 年国債 日本	国債証券	165,000,000	101.75 167,894,100	101.65 167,737,350	1.400000 11/06/20	16.40%
2	6 1	5 年国債 日本	国債証券	150,000,000	101.98 152,971,500	101.90 152,854,500	1.200000 11/12/20	14.95%
3	6 3	5 年国債 日本	国債証券	128,000,000	102.20 130,826,240	102.14 130,741,760	1.200000 12/03/20	12.79%
4	6 9	5 年国債 日本	国債証券	110,000,000	101.92 112,119,700	101.89 112,081,200	0.900000 12/12/20	10.96%
5	6 0	5 年国債 日本	国債証券	107,000,000	101.73 108,855,380	101.66 108,779,410	1.200000 11/09/20	10.64%
6	6 4	5 年国債 日本	国債証券	100,000,000	103.14 103,142,000	103.04 103,045,000	1.500000 12/06/20	10.08%
7	6 6	5 年国債 日本	国債証券	100,000,000	102.34 102,349,000	102.30 102,309,000	1.100000 12/09/20	10.00%
8	5 6	5 年国債 日本	国債証券	90,000,000	101.54 91,394,100	101.43 91,293,300	1.500000 11/03/20	8.93%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	94.74%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

(参考)財形株式マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,300	3,450 25,185,000	3,330 24,309,000	-	3.63%
2	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	39,600	473 18,730,800	449 17,780,400	-	2.66%
3	本田技研 日本	株式 輸送用機器	4,500	2,999 13,495,500	3,080 13,860,000	-	2.07%
4	キヤノン 日本	株式 電気機器	3,200	3,515 11,248,000	3,695 11,824,000	- -	1.77%
5	三井住友フィナンシャル G 日本	株式 銀行業	3,700	2,951 10,918,700	2,856 10,567,200	-	1.58%
6	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	2,400	3,935 9,444,000	3,870 9,288,000	-	1.39%
7	三菱商事 日本	株式 卸売業	4,100	2,140 8,774,000	2,220 9,102,000	-	1.36%
8	y ニ ー 日本	株式 電気機器	2,800	3,060 8,568,000	3,050 8,540,000	-	1.28%
9	武田薬品 日本	株式 医薬品	2,000	4,045 8,090,000	4,025 8,050,000	-	1.20%
10	東京電力日本	株式 電気・ガス業	3,100	2,408 7,464,800	2,439 7,560,900	-	1.13%
11	みずほフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	42,600	178 7,582,800	172 7,327,200	-	1.10%
12	任 天 堂 日本	株式 その他製品	300	25,530 7,659,000	24,170 7,251,000	-	1.08%
13	パナソニック 日本	株式 電気機器	5,600	1,436 8,041,600	1,235 6,916,000	-	1.03%
14	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品先 物取引業	10,300	679 6,993,700	656 6,756,800	-	1.01%
15		株式 情報・通信業	49	138,600 6,791,400	137,400 6,732,600	-	1.01%
16	三井物産日本	株式 卸売業	4,400	1,293 5,689,200	1,379 6,067,600	-	0.91%
17	三菱地所日本	株式 不動産業	4,000	1,412 5,648,000	1,395 5,580,000	-	0.83%
18	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	900	6,110 5,499,000	6,120 5,508,000	-	0.82%

大和証券投資信託会託株式会在(E06/48) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

						1月1川祉	:夯庙出青(内):	当坟貝旧武
19	ソフトバンク 日:	株式	じ 日・通信業	2,300	2,355 5,416,500	2,327 5,352,100	-	0.80%
20	東芝日	株式	じ 電気機器	12,000	467 5,604,000	445 5,340,000	-	0.80%
21	東京海上HD 日	株式	じ 保険業	2,100	2,480 5,208,000	2,505 5,260,500	-	0.79%
22	新日本製鐵 日	株式	鉄鋼	15,000	327 4,905,000	332 4,980,000	-	0.74%
23	J F E ホールディングス 日:	株式	t 鉄鋼	1,400	3,190 4,466,000	3,305 4,627,000	- -	0.69%
24	日産自動車 日:	株式本	じ か送用機器	6,500	721 4,686,500	705 4,582,500	-	0.68%
25	ファナック 日:	株式本	じ 電気機器	500	9,040 4,520,000	8,680 4,340,000	-	0.65%
26	信越化学 日:	株式	じ 化学	900	4,675 4,207,500	4,780 4,302,000	-	0.64%
27	小松製作所 日:	株式	せん 機械	2,400	1,786 4,286,400	1,784 4,281,600	-	0.64%
28		株式	じ 小売業	2,100	1,982 4,162,200	2,004 4,208,400	-	0.63%
29	関西電力 日	株式本電気	t 記・ガス業	2,000	2,070 4,140,000	2,104 4,208,000		0.63%
30	日本たばこ産業 日:	株式本	じまり (大) 食料品	13	337,500 4,387,500	322,500 4,192,500	-	0.63%

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.76%
合計	95.76%

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八.投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.14%
鉱業	0.35%
建設業	1.97%
食料品	3.20%
繊維製品	0.84%
パルプ・紙	0.42%
化学	6.04%
医薬品	4.04%
石油・石炭製品	0.72%
ゴム製品	0.70%
ガラス・土石製品	1.34%
鉄鋼	2.40%
非鉄金属	1.14%
金属製品	0.61%
機械	4.30%
電気機器	13.49%

輸送用機器	9.28%
精密機器	1.46%
その他製品	2.34%
電気・ガス業	4.94%
陸運業	3.74%
海運業	0.49%
空運業	0.32%
倉庫・運輸関連業	0.04%
情報・通信業	5.50%
卸売業	4.73%
小売業	3.57%
銀行業	9.27%
証券・商品先物取引業	1.85%
保険業	2.06%
その他金融業	0.76%
不動産業	2.14%
サービス業	1.55%
合計	95.76%
	>77

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位:円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物 2010年3月	買建	3	26,940,000	26,730,000	4.00%

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成6年2月4日)	10,000,000	-	1.0000	-
第7計算期間末 (平成13年2月1日)	395,236,385	395,439,456	0.9731	0.9736
第8計算期間末 (平成14年2月4日)	378,126,820	378,338,646	0.8925	0.8930

			1月111日	业务庙山青 (
第9計算期間末 (平成15年2月3日)	367,431,269	367,645,515	0.8575	0.8580
第10計算期間末 (平成16年2月2日)	384,082,193	384,293,220	0.9100	0.9105
第11計算期間末 (平成17年2月1日)	396,492,378	396,707,085	0.9233	0.9238
第12計算期間末 (平成18年2月1日)	461,090,372	461,315,963	1.0220	1.0225
第13計算期間末 (平成19年2月1日)	484,932,752	485,169,672	1.0234	1.0239
第14計算期間末 (平成20年2月4日)	475,237,489	475,485,477	0.9582	0.9587
第15計算期間末 (平成21年2月2日)	434,155,484	434,155,484	0.8274	0.8274
平成21年2月末日	433,327,674	-	0.8217	-
3月末日	435,619,901	-	0.8304	-
4月末日	435,779,961	-	0.8489	-
5月末日	445,332,144	-	0.8651	- -
6月末日	459,449,203	-	0.8739	- -
7月末日	464,429,589	-	0.8793	-
8月末日	469,491,428	-	0.8830	- 1
9月末日	464,261,805	-	0.8689	-
10月末日	456,410,451	-	0.8635	-
11月末日	449,424,125	-	0.8478	-
12月末日	472,812,087	-	0.8671	-
平成22年1月末日	473,590,138	-	0.8644	-
第16計算期間末 (平成22年2月1日)	473,245,756	473,245,756	0.8638	0.8638
2月末日	469,701,356	-	0.8618	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第7計算期間	0.0005
第8計算期間	0.0005
第9計算期間	0.0005
第10計算期間	0.0005
第11計算期間	0.0005
第12計算期間	0.0005
第13計算期間	0.0005
第14計算期間	0.0005
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第7計算期間	6.9

8.2
3.9
6.2
1.5
10.7
0.2
6.3
13.7
4.4

6 【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

受益権の取得申込者は、事業主を通じて、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1,000円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

なお、当ファンドにおいては、お買付申込受付日は、別に定める契約に定める日とします。

収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金(解約)手続等

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

イ.一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、 原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧 になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付け

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4 営業日目から受益者に支払います。

ロ.買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。)。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当 該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7 【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいい ます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法 人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総 額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。
- ・東京証券取引所第一部上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額

(注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東京証券取引所第一部上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。

上記にかかわらず、上記による各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日である場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- 2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
- 5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6.前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社 の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4. に該当する場合を除き、当該投 資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社 を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると きは、前1.の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの 規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

- 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.daiwa-am.co.jp/
- 2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。 以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

第2 【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」(当該「財務諸表」については、あず さ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に 添付しております。)から抜粋して記載したものです。

財形株投(一般財形30)

1 【貸借対照表】

	第15期 平成21年2月2日現在	第16期 平成22年2月1日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,235,711	34,281,278
親投資信託受益証券	407,620,779	442,540,409
流動資産合計	438,856,490	476,821,687
資産合計	438,856,490	476,821,687
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,263,242	-
未払受託者報酬	174,755	181,791
未払委託者報酬	3,251,447	3,382,042
その他未払費用	11,562	12,098
流動負債合計	4,701,006	3,575,931
負債合計	4,701,006	3,575,931
純資産の部		
元本等		
元本	524,729,491	547,862,498
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	90,574,007	74,616,742
(分配準備積立金)	24,836,023	22,000,494
元本等合計	434,155,484	473,245,756
純資産合計	434,155,484	473,245,756
負債純資産合計	438,856,490	476,821,687

2 【損益及び剰余金計算書】

	第15期 自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	第16期 自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
	金 額(円)	金 額(円)
営業収益		

		有伽証夯油出書 (內国投資信託
受取利息	116,533	28,005
有価証券売買等損益	59,883,071	25,719,630
営業収益合計	59,766,538	25,747,635
営業費用		
受託者報酬	359,342	355,593
委託者報酬	6,685,627	6,615,495
その他費用	23,779	23,529
営業費用合計	7,068,748	6,994,617
営業利益又は営業損失()	66,835,286	18,753,018
経常利益又は経常損失()	66,835,286	18,753,018
当期純利益又は当期純損失()	66,835,286	18,753,018
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額		
()	2,872,568	1,636,785
期首剰余金又は期首欠損金()	20,740,175	90,574,007
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,516,501	10,959,636
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	2,516,501	10,959,636
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,387,615	12,118,604
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	8,387,615	12,118,604
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	90,574,007	74,616,742

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	区分	第15期 自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	第16期 自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
1.	有価証券の評価基準及び評価 方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	同左
2.	その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	 計算期間末日の取扱い 	計算期間末日の取扱い
		平成20年2月1日の翌日及びその翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成20年2月4日としており、平成21年2月1日が休日のため、当計算期間末日を平成21年2月2日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	平成21年2月1日が休日のため、前計算期間末日を平成21年2月2日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 ありません。
- (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、 民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額(-)

発行済数量

1単位当たり純資産額(/)

第5 設定及び解約の実績

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成6年2月4日 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、事業主を通じて、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1,000円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

なお、当ファンドにおいては、お買付申込受付日は、別に定める契約に定める日とします。

収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

イ.一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ.買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。)。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいい ます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法 人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総 額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。
- ・東京証券取引所第一部上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価しま す。
- ・内外の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額

(注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東京証券取引所第一部上場株式:原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価しま す。
- ・内外の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00) ・委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。

上記にかかわらず、上記による各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日である場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると きは、前1.の信託契約の解約をしません。
- 5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6.前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社 の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4. に該当する場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社 を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3.前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

- 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.daiwa-am.co.jp/
- 2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割され

た受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、販売会社に支払われます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(平成20年2月5日から平成21年2月2日まで)及び第16期計算期間(平成21年2月3日から平成22年2月1日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

財形株投(一般財形30)

財形株投(一般財形30) (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第15期 平成21年2月2日現在	第16期 平成22年2月1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,235,711	34,281,278
親投資信託受益証券	407,620,779	442,540,409
流動資産合計	438,856,490	476,821,687
資産合計	438,856,490	476,821,687
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,263,242	-
未払受託者報酬	174,755	181,791
未払委託者報酬	3,251,447	3,382,042
その他未払費用	11,562	12,098
流動負債合計	4,701,006	3,575,931
負債合計	4,701,006	3,575,931
純資産の部		
元本等		
元本	524,729,491	547,862,498
剰余金	·	
期末剰余金又は期末欠損金()	90,574,007	74,616,742
(分配準備積立金)	24,836,023	22,000,494
元本等合計	434,155,484	473,245,756
純資産合計	434,155,484	473,245,756
負債純資産合計	438,856,490	476,821,687

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第15期 自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	第16期 自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
営業収益		
受取利息	116,533	28,005
有価証券売買等損益	59,883,071	25,719,630
宫業収益合計 	59,766,538	25,747,635
営業費用		
受託者報酬	359,342	355,593
委託者報酬	6,685,627	6,615,495
その他費用	23,779	23,529
営業費用合計	7,068,748	6,994,617
営業利益又は営業損失()	66,835,286	18,753,018
経常利益又は経常損失()	66,835,286	18,753,018
当期純利益又は当期純損失 ()	66,835,286	18,753,018
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,872,568	1,636,785
期首剰余金又は期首欠損金()	20,740,175	90,574,007
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,516,501	10,959,636
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	2,516,501	10,959,636
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,387,615	12,118,604
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	8,387,615	12,118,604
分配金	-	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	90,574,007	74,616,742

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		<u> </u>	
	区分	第15期 自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	第16期 自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
1.	有価証券の評価基準及び評価方 法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	同左
2.	その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い	計算期間末日の取扱い
		翌々日が休日のため、前計算期間 末日を平成20年2月4日としてお	平成21年2月1日が休日のため、前計算期間末日を平成21年2月2日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

<u> </u>	夏恒刈煕衣に関9 る注記 <i>)</i>		
	区 分	第15期 平成21年2月2日現在	第16期 平成22年2月1日現在
1.	1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	495,977,664円 86,505,921円 57,754,094円	87,209,613円
2.	計算期間末日における受益権の 総数	524,729,491□	547,862,498□
3.	2 元本の欠損	総額を下回っており、その差額	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は74,616,742円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第15期 自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	第16期 自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日	
1			

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1 分配金の計算過程

計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の配当0 円)、解約に伴う当期純利益量 額分配後の有価証券売買等損金 から費用を控除し、繰越欠損信 を補填した額(0円)、投資を が設定はに (42,136,589円)及び分配 類立金(24,836,023円)より分配対象額は66,972,612円(1万 に対したり1,276.33円)でありま すが、分配を行っておりません。

計算期間末における解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等 収益から費用を控除した額 (19,602円)、解約に伴う当期 純利益金額分配後の有価証券 買等損益から費用を控除し、繰 投資信託約款に規定される収 投資信託約款に規定される収分 配準備積立金(21,980,892円) より分配対象額は69,944,772円 (1万口当たり1,276.68円)で ありますが、分配を行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	第15期 平成21年2月2日現在		第16期 平成22年2月1日現在	
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	407,620,779	51,922,167	442,540,409	21,371,918
合計	407,620,779	51,922,167	442,540,409	21,371,918

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第15期 自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	第16期 自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期 自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	第16期 自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第15期 平成21年2月2日現在	第16期 平成22年2月1日現在
1口当たり純資産額	0.8274円	0.8638円
(1万口当たり純資産額)	(8,274円)	(8,638円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式 該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考	
-----	-----	------	------------	----	--

EDINET提出書類

大和証券投資信託委託株式会社(E06748)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

親投資信託受益 証券	財形公社債マザーファンド	244,657,004	310,543,135	
	財形株式マザーファンド	189,542,324	131,997,274	
親投資信託受益語	証券 合計	434,199,328	442,540,409	
合計		434,199,328	442,540,409	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

次へ

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(参考)

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券及び「財形株式マザーファンド」受益証券を主要 投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの 受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

次へ

「財形公社債マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

RIA/J////		平成21年2月2日現在	平成22年2月1日現在
		金額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン	,	47,459,467	50,227,638
国債証券		863,029,500	969,552,020
未収利息		2,162,893	2,594,195
前払費用		378,532	117,368
流動資産合計		913,030,392	1,022,491,221
資産合計		913,030,392	1,022,491,221
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	-
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	726,411,632	805,542,917
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		186,618,760	216,948,304
元本等合計		913,030,392	1,022,491,221
純資産合計		913,030,392	1,022,491,221
負債純資産合計	,	913,030,392	1,022,491,221

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
有価証券の評価基準及び評価方 法	国債証券	国債証券
	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成21年2月2日現在	平成22年2月1日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファン ドの期首における当該親投資信託 の元本額	821,770,656円	726,411,632円
同期中における追加設定元本額 同期中における一部解約元本額	146,717,203円 242,076,227円	, , , , , ,
同期末における元本の内訳 ファンド名	275 040 225 🖽	242 000 404
財形株投(一般財形50)	275,949,235円	312,989,404円

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	財形株投(一般財形30)	227,493,251円	244,657,004円
	財形株投(年金・住宅財形30)	222,969,146円	247,896,509円
	計	726,411,632円	805,542,917円
2	. 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	726,411,632□	805,542,917□

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	平成21年2月2日現在		平成22年2月1日現在	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	863,029,500	4,220,050	969,552,020	1,185,380
合計	863,029,500	4,220,050	969,552,020	1,185,380

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年2月5日から平成21年2月2日まで、及び平成21年2月3日から平成22年2月1日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

()		
	平成21年2月2日現在	平成22年2月1日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託		
の1口当たり純資産額	1.2569円	1.2693円
(1万口当たり純資産額)	(12,569円)	(12,693円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類		銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	5 6	5 年国債	90,000,000	91,394,100	
	5 7	5年国債	165,000,000	167,894,100	
	6 0	5年国債	107,000,000	108,855,380	
	6 1	5年国債	150,000,000	152,971,500	
	6 3	5 年国債	128,000,000	130,826,240	
	6 4	5年国債	100,000,000	103,142,000	
	6 6	5年国債	100,000,000	102,349,000	
	6 9	5年国債	110,000,000	112,119,700	
国債証券 合計	-		950,000,000	969,552,020	
合計			950,000,000	969,552,020	

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

EDINET提出書類 大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

<u>次へ</u>

「財形株式マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

Z II A II		平成21年2月2日現在	平成22年2月1日現在
		金 額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		36,000,612	26,481,203
株式 株式		548,435,620	644,236,280
派生商品評価勘定		_	321,825
未収配当金		583,800	509,850
前払金		1,776,000	-
差入委託証拠金		3,720,000	900,000
流動資産合計		590,516,032	672,449,158
資産合計		590,516,032	672,449,158
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,328,287	-
前受金		-	228,000
流動負債合計		2,328,287	228,000
負債合計		2,328,287	228,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	997,704,081	965,343,847
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金() 2	409,516,336	293,122,689
元本等合計		588,187,745	672,221,158
純資産合計		588,187,745	672,221,158
負債純資産合計		590,516,032	672,449,158

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

:	里女な云引刀到にぶる争項に関す	シエル)	
	区分	自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
1.	有価証券の評価基準及び評価方 法	株式	株式
		時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品 取引所における最終相場(最終相 場のないものについては、それに	場のないものについては、それに 準ずる価額)、又は金融商品取引 業者等から提示される気配相場に
2.	デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。 時価評価にあたっては、原則とし て、計算日に知りうる直近の日の 主たる取引所の発表する清算値段 又は最終相場によっております。	先物取引 同左

3. 収益及び費用の計上基準 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に おいて、確定配当金額又は予想配 当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	区分	平成21年2月2日現在	平成22年2月1日現在
	= 7	1 750= 1 = 7 3 = 14 570 12	1 770 1 -73 1 -70
1.	1 本報告書における開示対象ファン ドの期首における当該親投資信託 の元本額	710,480,281円	997,704,081円
	同期中における追加設定元本額	508,010,133円	173,401,961円
	同期中における一部解約元本額	220,786,333円	205,762,195円
	同期末における元本の内訳 ファンド名		
	財形株投(一般財形50)	588,818,220円	582,285,610円
	財形株投(一般財形30)	206,419,869円	189,542,324円
	財形株投(年金・住宅財形30)	202,465,992円	193,515,913円
	計	997,704,081円	965,343,847円
2.	本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	997,704,081□	965,343,847□
3.	2 元本の欠損	本総額を下回っており、その差	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は293,122,689円でありま す。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

平成21年2月2日現在		平成21年2月2日現在		月1日現在
種 類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	548,435,620	310,005,362	644,236,280	86,851,606
合計	548,435,620	310,005,362	644,236,280	86,851,606

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年2月5日から平成21年2月2日まで、及び平成21年2月3日から平成22年2月1日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

	以 J O J N J O J - N J O		
	区 分	自 平成20年2月5日 至 平成21年2月2日	自 平成21年2月3日 至 平成22年2月1日
1.		当ファンドの利用しているデリ バティブ取引は、株価指数先物取 引であります。	同左
2.	利用目的	ることを目的として、信託約款に	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。

3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要な 同左 リスクは、株価の変動による価格 変動リスクであります。 4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポー同左 ジション、並びに評価金額及び評 価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブ だけに限定して行っておりませ ん。デリバティブと現物資産等を |総合し、各信託財産全体でのリス ク管理をリスクの種類毎に行っ ております。 5. 取引の時価等に関する事項につ 取引の時価等に関する事項につ 同左 いての補足説明 いての契約額等は、あくまでもデ リバティブ取引における名目的 な契約額、又は計算上の想定元本 であり、当該金額自体がデリバ ティブ取引のリスクの大きさを 示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

株式関連

ハントリングエ								
		平成21	年2月2日 現在		平成22年2月1日 現在			
種 類	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち	(円)	(円)	(円)	うち	(円)	(円)
		1 年超				1年超		
市場取引								
株価指数先物取引								
買建	41,161,000	-	38,850,000	2,311,000	26,607,000	-	26,940,000	333,000
合計	41,161,000	-	38,850,000	2,311,000	26,607,000	-	26,940,000	333,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成21年2月2日現在	平成22年2月1日現在
本報告書における開示対象ファン ドの期末における当該親投資信託		
の1口当たり純資産額	0.5895円	0.6964円
(1万口当たり純資産額)	(5,895円)	(6,964円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(') 1/120				
銘 柄	株 式 数	評価額(円)		備考
		単 価	金 額	

	ı		有価証券届出書	(内国投資信託
日本水産	1,100	260	286	,000
マルハニチロホールディングス	2,000	127	254	,000
ホクト	200	1,912	382	,400
国際石油開発帝石	3	651,000	1,953	,000
石油資源開発	100	4,170		,000
大成建設	3,000	174		,000
大 林 組	2,000	324		,000
清水建設	2,000	347	694	
長谷エコーポレーション	4,000	75		,000
鹿島建設	3,000	185		,000
不動テトラ	3,400	55		,000
戸田建設	1,000	307		,000
	300			
大東建託		4,350	1,305	
五洋建設	1,000	92		,000
住友林業	800	665		,000
日本基礎技術	2,400	196		,400
大和ハウス	2,000	961	1,922	
積水ハウス	2,000	849	1,698	
ユアテック	1,000	446		,000
きんでん	1,000	822	822	,000
住友電設	700	458	320	,600
九電工	1,000	541	541	,000
日揮	1,000	1,682	1,682	,000
日清製粉G本社	500	1,233		500
アコーディア・ゴルフ	1	89,900		900
パソナグループ	3	60,100		,300
山崎製パン	1,000	1,091	1,091	
ヤクルト	400	2,700	1,080	
明治ホールディングス	200	3,380		,000
雪印メグミルク	200	1,278		,600
米 久	500	831	415	
	300	1,290		
NECフィールディング				,000
综合警備保障	400	1,026		,400
日本駐車場開発	54	3,885		790
ディー・エヌ・エー	1	525,000		,000
博報堂DYHLDGS	50	4,365		, 250
サッポロホールディングス	1,000	478	478	
アサヒビール	1,100	1,788	1,966	
キリンHD	2,000	1,389	2,778	,000
宝ホールディングス	1,000	517		,000
コカ・コーラウエスト	300	1,495	448	,500
伊藤園	200	1,358	271	,600
不二製油	200	1,288		,600
ローソン	200	4,150	830	
カワチ薬品	100	1,815		,500
エービーシー・マート	100	2,783		,300
ポイント	60	5,260		,600
エディオン	300	937		,100
サーラコーポレーション	1,000	539		,000
双日	4,000	159		
X口 アルフレッサホールディングス	100			,000
		3,770		,000
キッコーマン	1,000	1,076	,	
<u>味 の 素</u>	2,000	899	1,798	
キユーピー	500	1,006		,000
ハウス食品	400	1,334		,600
カゴメ	400	1,597	638	,800

			有価証券届出書(内国	国技具活式
ニチレイ	1,000	344	344,000	
日清食品 H D	200	3,060	612,000	
永 谷 園	1,000	851	851,000	
日本たばこ産業	13	337,500	4,387,500	
DCM JAPAN HLDGS	400	541	216,400	
J. フロント リテイリング	2,000	432	864,000	
マツモトキヨシHLDGS	200	2,040	408,000	
三越伊勢丹HD	1,000	864	864,000	
東洋紡績	4,000	135	540,000	
ユニチカ	2,000	67	134,000	
日清紡ホールディングス	1,000	760	760,000	
トヨタ紡織	200	1,905	381,000	
野村不動産HLDGS	300	1,344	403,200	
サークルKサンクス	200	1,171	234,200	
セブン&アイ・HLDGS	2,100	1,982	4,162,200	
帝人	3,000	268	804,000	
東レ	3,000	486	1,458,000	
三菱レイヨン	2,000	376	752,000	
ク ラ レ	1,000	1,036	1,036,000	
旭 化 成	3,000	450	1,350,000	
三協・立山HLDGS	4,000	108	432,000	
SUMCO	300	1,541	462,300	
ワコールホールディングス	1,000	998	998,000	
ITホールディングス	300	1,028	308,400	
コーエーテクモHD	400	696	278,400	
王子製紙	2,000	384	768,000	
三菱製紙	1,000	105	105,000	
大王製紙	1,000	724		
日本製紙G本社	300	2,396	718,800	
レンゴー	1,000	539	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
昭和電工	4,000	181	724,000	
住友化学	4,000	397	1,588,000	
住友精化	1,000	344		
日産化学	1,000	1,219	- ,	
東ソー	2,000	227	454,000	
トクヤマ	1,000	476	476,000	
セントラル硝子	1,000	356		
東亞合成	1,000	339	,	
電気化学	2,000	366	732,000	
イビデン	400	3,125	1,250,000	
信越化学	900	4,675	4,207,500	
エア・ウォーター	1,000	1,015		
大陽日酸	1,000	872	872,000	
カネカ	1,000	580	580,000	
協和発酵キリン	1,000	958	958,000	
三菱瓦斯化学	1,000	480	480,000	
三井化学	2,000	232	464,000	
J S R	500	1,737	868,500	
東京応化工業	200	1,522	304,400	
三菱ケミカルHLDGS	3,000	369	1,107,000	
ダイセル化学	1,000	527	527,000	
住友べ - クライト	1,000	486	486,000	
性及ハ・クライド 積水化学	1,000	608	608,000	
アイカ工業	200	921	184,200	
	3,000	231		
宇部興産	3,000	231	693,000	

			有価証券届出書((内国投資信託
積水樹脂	1,000	731	731,	000
旭有機材	2,000	208	416,	000
日立化成	300	1,915	574,	500
積水化成品	1,000	416	416,	000
野村総合研究所	300	2,040	612,	000
電通	600	2,025		
ADEKA	400	843		
ミヨシ油脂	3,000	145	,	
花王	1,400	2,219		
武田薬品	2,000	4,045		
アステラス製薬	1,200	3,400		
大日本住友製薬	600	967	580,	
塩野義製薬	1,000	1,889		
田辺三菱製薬	1,000	1,291	1,291,	
中外製薬	800	1,627	1,301,	
エーザイ	700	3,410		
エージェー 小野薬品	300	4,055		
久光製薬	200	3,255		
大九袋栄 参天製薬	300	2,876		
ツムラ	300	2,886		
テルモ	400	5,060		
<u> </u>	200	2,768		
	200	926		
生化学工業 第一三共	1,600	1,901	,	
	4,000	88	3,041,	
大日本塗料			,	
日本ペイント	1,000	553 720		
関西ペイント DIC	 	155	- /	
東洋インキ	3,000 1,000	357	,	
オリエンタルランド	200	6,200	357, 1,240,	
ダスキン	100	1,650		
パーク24	500	930	,	
	6	136,200	,	
フジ・メディア・H D ラウンドワン	200	576		
リゾートトラスト	300	1,121	336,	
	20	16,160		
オービック	35	34,600	,	
トレンドフィクロ	500			
トレンドマイクロ	100	3,350 3,910		
日本オラクル	100	5,480		
ユー・エス・エス	1,900	159	•	
東京個別指導学院	400	426	,	
カルチュア・コンビニエンス	100		- /	
大塚商会		4,835		
富士フイルムHLDGS	1,300	2,870		
コニカミノルタHLDGS ※ # 夢	1,500	954	1,431,	
資生堂	1,000	1,888		
ライオン	1,000	455	,	
ファンケル	100	1,777	177,	
コーセー	200	1,922	384,	
小林製薬	200	3,640		
新日本石油 四和シェルス油	3,000	419	, ,	
昭和シエル石油	500	704	,	
コスモ石油	2,000	195	,	
東燃ゼネラル石油	1,000	745	,	
新日鉱ホールディングス	2,500	387	967,	500

			有価証券届出書	(内)	国投資信託
AOCホールディングス	300	530	159	,000	
出光興産	100	5,730	573	,000	
横浜ゴム	1,000	359	359	,000	
東洋ゴム	1,000	151	151	,000	
ブリヂストン	1,700	1,474	2,505		
住友ゴム	600	710	426		
オカモト	1,000	341	341		
三ツ星ベルト	1,000	358	358		
バンドー化学	1,000	269	269		
旭 硝 子	3,000	886	2,658		
日本板硝子	2,000	232	464		
有沢製作所	600	565	339		
日本電気硝子	1,000	1,225	1,225		
住友大阪セメント	2,000	132	264		
太平洋セメント	3,000	100	300		
東海カーボン	1,000	420	420		
来海の一水ク TOTO	1,000	590			
	1,000	2,014	590		
日本碍子	·		2,014		
日本特殊陶業	1,000	1,092	1,092		
新日本製鐵	15,000	327	4,905		
住友金属工業	9,000	249	2,241		
神戸製鋼所	8,000	159	1,272		
日新製鋼	3,000	152	456		
J F E ホールディングス	1,400	3,190	4,466		
東京製鐵	300	897	269		
大和工業	200	2,878			
大阪製鐵	200	1,487	297		
丸一鋼管	200	1,661	332		
大同特殊鋼	1,000	312	312		
大平洋金属	1,000	600	600	,000	
日本製鋼所	1,000	1,101	1,101	,000	
日本軽金属	3,000	89	267	,000	
三井金属	2,000	235	470	,000	
三菱マテリアル	4,000	233	932	,000	
住友鉱山	1,000	1,265	1,265	,000	
DOWAホールディングス	1,050	492	516	,600	
古河機金	1,000	99	99	,000	
大阪チタニウム	100	2,873	287	, 300	
東邦チタニウム	100	1,669	166	, 900	
古河電工	2,000	425	850	,000	
住友電工	1,800	1,124	2,023		
フジクラ	1,000	474	474		
日立電線	1,000	239	239		
アサヒH D	100	1,374	137		
東洋製罐	500	1,277	638		
三和ホールディングス	2,000	236	472		
住生活グループ	800	1,657	1,325		
リンナイ	100	4,275	427		
三浦工業	100	2,308	230		
アマダ	1,000	600	600		
オーエスジー	500	966	483		
森精機製作所	300	923	276		
ディスコ	100	4,945			
豊田自動織機	400	2,571	1,028		
島精機製作所 	200	1,703			
両門成表 上川	200	1,703	340	, ouu	

			有1111社分庙山青(内)	
SMC	200	11,070	, ,	
小松製作所	2,400	1,786	4,286,400	
住友重機械	2,000	466	932,000	
日立建機	300	1,897	569,100	
クボタ	3,000	813	2,439,000	
アイチ コーポレーション	700	347	242,900	
小森コーポレーション	300	965	289,500	
荏原製作所	2,000	375	750,000	
ダイキン工業	600	3,335	2,001,000	
栗田工業	400	2,702	1,080,800	
ダイフク	500	553	276,500	
平和	100	960	96,000	
SANKYO	100	4,905	490,500	
アマノ	200	767	153,400	
ブラザー工業	700	1,010	707,000	
グローリー	300	2,015	604,500	
セガサミーホールディングス	700	1,028	719,600	
ホシザキ電機	100	1,231	123,100	
日本精工	1,000	655	655,000	
N T N	1,000	383	383,000	
ジェイテクト	600	1,025	615,000	
不 二 越	1,000	256	256,000	
ミネベア	1,000	478	478,000	
т н к	400	1,760	704,000	
日立	11,000	306	3,366,000	
東芝	12,000	467	5,604,000	
三菱電機	5,000	707	3,535,000	
富士電機HLDGS	2,000	178		
安川電機	1,000	750	750,000	
日立工機	200	948	189,600	
マキタ	400	2,993		
東芝テック	1,000	329	329,000	
マブチモーター	100	4,890		
日本電産	200	8,700	•	
オムロン	700	1,871	1,309,700	
日東工業	400	894	357,600	
エルピーダメモリ	600	1,509	905,400	
ジーエス・ユアサ コーポ	1,000	555		
日本電気	6,000	237	1,422,000	
富士通	5,000	570	2,850,000	
沖電気	3,000	76	228,000	
N E C エレクトロニクス	200	732	146,400	
セイコーエプソン	400	1,603	641,200	
ワコム	2	153,100		
アルバック	100	2,295	229,500	
マスプロ電工	600	825	495,000	
パナソニック	5,600	1,436	8,041,600	
シャープ	3,000	1,098		
у = –	2,800	3,060		
T D K	300	5,750	1,725,000	
三洋電機	6,000	148	888,000	
ミツミ電機	200	1,575		
アルプス電気	600	510	306,000	
パイオニア	600	352	211,200	
ホシデン	200	1,077	215,400	
い フ ノ ノ	200	1,077	210,400	L

			有仙証券届出書(内国	国技具活式
ヒロセ電機	100	9,670	967,000	
アルパイン	200	1,034	206,800	
横河電機	700	734	513,800	
山武	200	1,988	397,600	
日本光電工業	200	1,418		
堀場製作所	100	2,365	236,500	
アドバンテスト	400	2,261	904,400	
キーエンス	100	20,260	2,026,000	
シスメックス	100	5,080	508,000	
デンソー	1,200	2,671	3,205,200	
スタンレー電気	400	1,678	671,200	
ウシオ電機	400	1,505	602,000	
カシオ	600	664	398,400	
ファナック	500	9,040	4,520,000	
п – Д	300	6,200	1,860,000	
浜松ホトニクス	300	2,194	658,200	
新光電気工業	300	1,274	382,200	
京 セ ラ	400	8,150	3,260,000	
村田製作所	500	4,895	2,447,500	
双葉電子工業	100	1,534	153,400	
日東電工	500	3,450	1,725,000	
パナソニック電工	1,000	996	996,000	
東海理化電機	200	1,873	374,600	
ニチコン	200	992	198,400	
三井造船	2,000	215	430,000	
日立造船	4,000	128	512,000	
三菱重工業	9,000	315		
川崎重工業	5,000	230	1,150,000	
IHI	5,000	136	680,000	
日産自動車	6,500	721	4,686,500	
いすゞ自動車	4,000	193		
トヨタ自動車	7,300	3,450	25,185,000	
日野自動車	1,000	336	·	
三菱自動車工業	11,000	122	1,342,000	
トヨタ車体	200	1,573	314,600	
日産車体	1,000	764	764,000	
関東自動車	300	729	218,700	
日信工業	200	1,347	269,400	
曙ブレーキ	400	495	198,000	
N O K	400	1,392	556,800	
ケーヒン	200	1,357	271,400	
アイシン精機	500	2,411	1,205,500	
マッダ	4,000	236	944,000	
ダイハツ	1,000	856		
本田技研	4,500	2,999	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
スズキ	1,000	2,055	2,055,000	
富士重工業	2,000	428	856,000	
ヤマハ発動機	600	1,207	724,200	
エクセディ	100	1,987	198,700	
豊田合成	200	2,440	488,000	
エフ・シー・シー	200	1,751	350,200	
シマノ	200	3,615		
テイ・エス テック	100	1,504	150,400	
良品計画	100	3,790		
	300	3,790 776	·	
三城ホールディングス	300	116	232,800	

			有価証券届出書	1(八)	<u> 到权具活武</u>
メディパルHD	600	1,127	676	, 200	
ネットワンシステムズ	2	99,300	198	,600	
ドン・キホーテ	200	2,063	412	,600	
西松屋チェーン	300	777	233	, 100	
ゼンショー	200	663	132	,600	
ガリバーインターナショナル	110	5,090	559	,900	
島津製作所	1,000	604	604	,000	
スター精密	300	861	258	,300	
東京精密	200	1,198	239	,600	
ニコン	1,000	1,864	1,864	,000	
トプコン	400	460	184	,000	
オリンパス	600	2,746	1,647	,600	
大日本スクリ・ン	1,000	427	427	,000	
HOYA	1,200	2,389	2,866	,800	
キヤノン	3,200	3,515			
リコー	2,000	1,311	2,622	,000	
シチズンホールディングス	900	586	527	,400	
バンダイナムコHLDGS	600	898			
トッパン・フォームズ	300	961	288		
フジシールインターナショナル	100	1,833		,300	
廣済堂	1,000	181		,000	
大建工業	2,000	235			
凸版印刷	2,000	790			
大日本印刷	2,000	1,236			
日本写真印刷	100	3,850			
アシックス	1,000	884			
ローランド	200	763		,600	
ヤマハ	500	1,088			
リンテック	100	1,702		,200	
任天堂	300	25,530			
п р в	600	691	414		
ニフコ	300	1,947		,100	
伊藤忠	4,000	689			
丸 紅	5,000	511	2,555		
豊田通商	600	1,358			
美津濃	1,000	424			
フアミリーマート	200	2,880		,000	
三井物産	4,400	1,293			
東京エレクトロン	400	5,470	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
日立ハイテクノロジーズ	300	1,879	,		
住友商事	3,100	988			
日本ユニシス	400	601	240		
三菱商事	4,100	2,140			
キヤノンマーケティングJPN	300	1,240			
阪和興業	1,000	324	324		
岩谷産業	2,000	251	502		
三愛石油	1,000	341	341		
ユニ・チヤ・ム	100	8,600			
東邦ホールディングス	300	1,193			
伊藤忠エネクス	500	413			
サンリオ	400	698			
リョーサン	200	2,165			
日本瓦斯	300	1,364			
島忠	200	1,853			
リンガーハツト	300	1,227			
771 N71	300	1,221	300	, 100	

			有価証券届出書	(시)	当投資信託
コメリ	100	2,300	230	,000	
青山商事	300	1,266	379	,800	
しまむら	100	7,900	790	,000	
高島屋	1,000	663	663	,000	
松屋	300	726	217	,800	
エイチ・ツー・オーリテイリング	1,000	560	560	,000	
パルコ	300	708	212	,400	
丸井グループ	900	561	504	900	
クレディセゾン	500	1,149	574	,500	
イオン	2,100	903	1,896	300	
ュニー	700	693	485	,100	
イズミ	300	1,113	333	,900	
ケーズホールディングス	100	2,846	284	600	
新生銀行	4,000	110	440	,000	
あおぞら銀行	3,000	116	348	,000	
三菱UFJフィナンシャルG	39,600	473	18,730	,800	
りそなホールディングス	1,800	1,164	2,095	,200	
中央三井トラストHD	3,000	314	942		
三井住友フィナンシャルG	3,700	2,951	10,918		
第四銀行	2,000	306	612		
西日本シティ銀行	3,000	233	699		
札幌北洋ホール	1,000	366	366	,000	
千葉銀行	2,000	547	1,094		
横浜銀行	4,000	429	1,716		
常陽銀行	2,000	357	714		
群馬銀行	2,000	456	912		
武蔵野銀行	200	2,419	483		
千葉興業銀行	500	651	325		
東京都民銀行	300	1,204	361		
七十七銀行	1,000	477	477		
ふくおかフィナンシャルG	2,000	327	654		
静岡銀行	2,000	780	1,560		
十六銀行	1,000	349	349		
スルガ銀行	1,000	789	789		
八十二銀行	1,000	520	520		
山梨中央銀行	1,000	385			
滋賀銀行	1,000	536	536		
百五銀行	1,000	413	413		
京都銀行	1,000	741	741		-
ほくほくフィナンシャルG	5,000	189	945		
広島銀行	2,000	353	706		
中国銀行	1,000	1,140	1,140		
伊予銀行	1,000	743	743		
百十四銀行	1,000	336	336		
琉球銀行	600	999	599		
住友信託	5,000	505	2,525		
みずほ信託銀行	7,000	88	616		
みずほフィナンシャルG	42,600	178	7,582		
紀陽ホールディングス	4,000	111	444		
SBIホールディングス	53	16,830	891		
日本証券金融	500	715	357		
関西アーバン銀行	1,000	132	132		
香川銀行	1,000	318			
武富士	830	428			
小田工 イオン クレジットサービス イオン クレジットサービス	400	924			
コカン フレンツドリーレス	400	324	309	,000	

			有価証券届出書(内国权具信託
アコム	260	1,545		700
プロミス	500	812	,	
日立キャピタル	300	1,177	353,	100
オリックス	330	6,720		600
三菱UFJリース	170	3,080	523,6	600
ジャフコ	200	2,202	440,4	400
大和証券G本社	4,000	448	1,792,0	000
野村ホールディングス	10,300	679	6,993,7	700
みずほ証券	1,000	264	264,0	
みずほインベスタズ証	2,000	90	180,0	
岡三証券グループ	1,000	419	·	
丸三証券	500	497	248,	
東洋証券	2,000	161	322,0	
東海東京HD	1,000	334	334,0	
光世証券	5,000	95		
松井証券	500	614	,	
1477 HIP	1	87,900		
池田泉州HD	1,100	310		
三井住友海上HD	1,200	2,275	,	
SONY FH	1,200	249,600		
日本興亜損害保険	2,000	530		
		601	, ,	
損害保険ジャパン	2,000	434	1,202,0	
ニッセイ同和損害保険	1,000		434,0	
あいおい損害保険	2,000	432	864,0	
富士火災	2,000	95	,	
東京海上HD	2,100	2,480		
T&Dホールディングス	750	1,905		
三井不動産	2,000	1,509		
三菱地所	4,000	1,412	, ,	
平和不動産	1,000	273	- /	
東京建物	1,000	345	,	
ダイビル	300	666	,	
東急不動産	1,000	325	,	
住友不動産	1,000	1,583		
レオパレス 2 1	500	321	160,	
住友不動産販売	80	3,895	•	
ゴールドクレスト	80	2,477	198,	
アーネストワン	100	899	1	900
イオンモール	300	1,599	479,7	700
エヌ・ティ・ティ都市開発	4	66,600	266,4	400
東武鉄道	2,000	479	958,0	000
相鉄ホールディングス	1,000	389	389,0	000
東京急行	3,000	369	1,107,0	000
京浜急行	2,000	696	1,392,0	000
小田急電鉄	2,000	726	1,452,0	000
京王電鉄	1,000	572	572,0	000
京成電鉄	1,000	492	492,0	
富士急行	1,000	455		
東日本旅客鉄道	900	6,110		
西日本旅客鉄道	5	315,500		
東海旅客鉄道	4	666,000		
近畿鉄道	5,000	306		
阪急阪神HLDGS	4,000	417	1,668,0	
南海電鉄	2,000	364		
京阪電鉄	1,000	368	,	
小以市外	1,000	500	300,0	

			有価証券届出書(内国	
名古屋鉄道	2,000	265	530,000	
日本通運	2,000	379	758,000	
ヤマトホールディングス	1,000	1,228	1,228,000	
山 九	1,000	439	439,000	
セイノーホールディングス	1,000	611	611,000	
神奈川中央交通	1,000	508	508,000	
日本郵船	3,000	306	918,000	
商船三井	3,000	553	1,659,000	
川崎汽船	1,000	304	304,000	
飯野海運	600	447	268,200	
全日本空輸	8,000	262	2,096,000	
渋沢倉庫	1,000	280	280,000	
東京放送HD	400	1,356	542,400	
日本テレビ放送網	60	12,420	745,200	
テレビ朝日	3	145,800	437,400	
スカパーJSATHD	8	38,700	309,600	
イー・アクセス	6	63,500	381,000	
日本電信電話	2,400	3,935	9,444,000	
KDDI	2,400	487,500	3,900,000	
	100	487,500 1,571		
光通信	49	138,600	157,100 6,791,400	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ		·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
東京電力	3,100	2,408	7,464,800	
中部電力	1,600	2,289	3,662,400	
関西電力	2,000	2,070	4,140,000	
中国電力	700	1,755	1,228,500	
北陸電力	600	1,918	1,150,800	
東北電力	1,200	1,829	2,194,800	
四国電力	600	2,474	1,484,400	
九州電力	1,100	1,924	2,116,400	
北海道電力	500	1,706	853,000	
沖縄電力	100	4,900	490,000	
電源開発	400	2,627	1,050,800	
東京瓦斯	6,000	364	2,184,000	
大阪瓦斯	5,000	315	1,575,000	
東邦瓦斯	2,000	473	946,000	
北海道瓦斯	3,000	241	723,000	
西部瓦斯	2,000	250	500,000	
静岡瓦斯	500	598	299,000	
東宝	400	1,498	599,200	
N T T データ	3	282,100	846,300	
スクウェア・エニックス・HD	200	1,816	363,200	
カプコン	200	1,531	306,200	
日本空港ビルデング	300	1,242	372,600	
セコム	500	4,060	2,030,000	
CSKホールディングス	700	404	282,800	
メイテツク	200	1,525	305,000	
アサツー ディ・ケイ	100	1,821	182,100	
コナミ	300	1,516	454,800	
	200	3,815		
ベネッセホールディングス	200	835	763,000 167,000	
ニチイ学館			167,000	
ダイセキ	100	1,878	187,800	
ヤマダ電機	260	5,910	1,536,600	
オートバックスセブン	100	2,734	273,400	
	100	6,910	691,000	
因幡電機産業	200	2,116	423,200	

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

プレナス	200	1,315	263,000	
バ ロ ー	300	726	217,800	
ミスミグループ本社	300	1,575	472,500	
ファーストリテイリング	100	15,030	1,503,000	
ソフトバンク	2,300	2,355	5,416,500	
スズケン	200	3,010	602,000	
サンドラッグ	200	2,034	406,800	
合計	802,476		644,236,280	

- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年2月26日

資産総額 470,330,606円 負債総額 629,250円

純資産総額(-) 469,701,356円

発行済数量 545,005,621口

1 単位当たり純資産額 (/) 0.8618円

(参考)財形公社債マザーファンド

純資産額計算書

平成22年2月26日

資産総額 1,022,596,349円 負債総額 0円

純資産総額(-) 1,022,596,349円

発行済数量 805,542,917口

1単位当たり純資産額 (/) 1.2694円

(参考)財形株式マザーファンド

純資産額計算書

平成22年2月26日

資産総額 669,197,308円 負債総額 153,000円

純資産総額(-) 669,044,308円

発行済数量 965,343,847口

1 単位当たり純資産額 (/) 0.6931円

第5 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量(口)
第7計算期間	74,000,649	51,822,900
第8計算期間	78,632,001	61,122,375
第9計算期間	74,915,288	70,074,616
第10計算期間	65,548,573	71,987,103
第11計算期間	61,042,564	53,682,672
第12計算期間	62,917,900	41,150,676
第13計算期間	71,261,490	48,603,202
第14計算期間	77,467,324	55,329,961
第15計算期間	86,505,921	57,754,094
第16計算期間	87,209,613	64,076,606

第四部 【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成22年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい 業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

口.投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長(CIO)が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ.ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成22年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数(本)	純資産額の合計額(百万円)
単位型株式投資信託	14	42,269
追加型株式投資信託	346	6,214,016
株式投資信託 合計	360	6,256,284
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,964,453
公社債投資信託 合計	17	2,964,453
総合計	377	9,220,737

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第49期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第50期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表及び第50期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第51期事業年度に係る中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円) 前事業年度 当事業年度 (平成20年3月31日現在) (平成21年3月31日現在) 資産の部 流動資産 現金・預金 3,398,882 3,961,462 有価証券 28,233,112 32,206,041 前払金 3,357 453 前払費用 96,205 84,549 未収入金 75,494 20,722 未収消費税等 27,138 未収委託者報酬 8,899,037 5,273,080 未収収益 136,888 25,476 貯蔵品 83,453 38,909 繰延税金資産 779,955 227,536 デリバティブ資産 1,172,830 2,030 その他 30,104 流動資産計 46,882,252 37,894,473 固定資産 有形固定資産 1,618,595 1 1,252,162 建物(純額) 388,414 349,484 器具備品(純額) 900,893 1,229,446

			有侧趾分/	3山首(内国汉县后武
建設仮勘定		735		1,785
無形固定資産		1,989,254		1,980,730
ソフトウェア		1,976,209		1,967,944
電話加入権		11,850		11,850
その他		1,194		936
投資その他の資産		8,890,810		8,317,769
投資有価証券		7,690,544		7,780,508
関係会社株式		737,012		737,012
出資金		166,719		178,806
従業員に対する長期貸付金		176,298		155,692
差入保証金		633,855		618,264
長期前払費用		10,039		8,394
投資不動産(純額)		593,270		579,162
その他		43		-
貸倒引当金	3	1,116,972	3	1,740,069
固定資産計		12,498,661		11,550,663
 資産合計		59,380,914		49,445,137

(単位:千円)

		(单位,十门)
	前事業年度 (平成20年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	50,693	48,999
未払金	10,302,751	5,335,193
未払収益分配金	27,011	32,233
未払償還金	332,721	278,950
未払手数料	4,943,985	2,896,691
その他未払金	2 4,999,033	2 2,127,318
未払費用	2,177,782	1,528,570
未払法人税等	1,402,832	442,052
未払消費税等	425,013	-
前受収益	39,700	-
賞与引当金	480,300	223,000
その他	22,096	1,95
流動負債計	14,901,170	7,579,766
固定負債		
退職給付引当金	988,898	1,150,011
役員退職慰労引当金	46,260	62,520
繰延税金負債	2,300,289	1,767,537
固定負債計	3,335,448	2,980,068
負債合計	18,236,618	10,559,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727

		有価証券届出書(内国投資信託
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金	11,702,152	9,659,553
利益剰余金合計	14,876,450	12,833,851
株主資本合計	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	402,154	618,549
評価・換算差額等合計	402,154	618,549
純資産合計	41,144,295	38,885,301
負債・純資産合計	59,380,914	49,445,137

(単位:千円)

(2) 【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
委託者報酬	82,506,998	67,765,880
その他営業収益	572,557	391,449
営業収益計	83,079,556	68,157,330
営業費用		
支払手数料	48,784,763	40,411,927
広告宣伝費	1,542,009	836,270
公告費	9,189	2,131
受益証券発行費	41,501	4,887
調査費	4,197,737	4,089,629
調査費	672,732	752,522
委託調査費	3,525,004	3,337,107
委託計算費	642,326	657,069
営業雑経費	2,103,482	1,828,907
通信費	283,069	264,500
印刷費	918,929	908,407
協会費	40,717	49,882
諸会費	10,258	11,279
その他営業雑経費	850,507	594,837
営業費用計	57,321,011	47,830,823
一般管理費		
給料	4,208,378	3,940,850
役員報酬	185,100	149,400
給料・手当	3,139,424	3,408,724
賞与	403,553	159,726
賞与引当金繰入額	480,300	223,000
福利厚生費	548,953	573,052
交際費	85,291	89,101
寄付金	1,796	630
旅費交通費	231,428	233,872
租税公課	427,247	328,325
不動産賃借料	666,919	730,467
退職給付費用	309,416	310,345
役員退職慰労引当金繰入額	33,405	26,700
固定資産減価償却費	713,538	1,012,489
諸経費	1,349,328	904,760
一般管理費計	8,575,704	8,150,595
営業利益	17,182,840	12,175,911

		有価証券届出書(内国投資信息 当事業年度
	(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	205,108	33,852
有価証券利息	473,605	350,432
受取利息	4,674	4,904
時効成立分配金・償還金	117,919	38,525
有価証券償還益	226,585	26,762
為替差益	-	721,935
デリバティブ評価益	1,150,268	-
その他	27,266	20,641
営業外収益計	2,205,428	1,197,054
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	58,372	127,439
貯蔵品廃棄損	161,462	74,887
為替差損	1,632,650	-
デリバティブ損失	-	885,196
貸倒引当金繰入額	-	3 621,387
その他	41,095	50,066
営業外費用計	1,893,580	1,758,977
経常利益	17,494,688	11,613,987
特別利益		
投資有価証券売却益	1 2,241,103	2,157
ゴルフ会員権売却益	13,021	· -
特別利益計	2,254,124	2,157
特別損失	, ,	,
投資有価証券売却損	21,921	2,298
投資有価証券評価損	, -	218,872
投資有価証券清算損	-	10,639
固定資産除売却損	2 44,642	2 11,886
貸倒引当金繰入額	3 1,113,972	-
その他	4 3,737	4 42,274
特別損失計	1,184,273	285,971
税引前当期純利益	18,564,539	11,330,173
法人税、住民税及び事業税	6,901,995	4,648,684
法人税等調整額	997,192	168,125
法人税等合計	7,899,187	4,816,810
当期純利益	10,665,351	6,513,363
二 郑7 代 7 1 正	10,000,351	0,010,000

(3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位:千円
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	7	
·····································		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額	, ,	, ,
当期変動額合計	-	-
	15,174,272	15,174,27
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,72
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
	11,495,727	11,495,72
 資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,72
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
 当期末残高	11,495,727	11,495,72
 利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,29
当期变動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,29
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,261	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
当期変動額合計	2,261	<u>-</u>
当期末残高	<u>-</u>	<u>-</u>
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,00
当期変動額		
当期変動額合計	<u>-</u>	<u>-</u>
当期末残高	2,800,000	2,800,00
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,834,028	11,702,15
当期変動額		
特別償却準備金の取崩		-
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363

当期変動額合計	2,868,123	2,042,599
当期末残高	11,702,152	9,659,553

(単位:千円)

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	12,010,588	14,876,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期变動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	14,876,450	12,833,851
株主資本合計		
前期末残高	38,680,588	41,546,450
当期变動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
評価・換算差額等合計		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
純資産合計		
前期末残高	39,242,804	41,144,295
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	1,901,491	2,258,994
当期末残高	41,144,295	38,885,301

重要な会計方針

Í	T	
	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。	(1)子会社及び関連会社株式 同左
	(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(2) その他有価証券 同左
2.デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定 では	(1) 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く) 同左
	当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。 (2)無形固定資産	 (2)無形固定資産(リース資産を除
	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間(5年)に基づいておりま す。	同左
	(3)長期前払費用 定額法によっております。	(3)長期前払費用 同左

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、 当社の退職金規程に基づく当事業 年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の 昇給等による給付額の変動がない 貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務 費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与について も、当社の退職金規程に基づく当 事業年度末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. その他財務諸表作成 のための重要な事項 (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は税抜処理によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象 外消費税及び地方消費税は投資そ の他の資産に計上し、5年間で均 等償却を行なっております。

(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 (1)貸倒引当金 同左

(2) 賞与引当金 同左

(3) 退職給付引当金同左

(4)役員退職慰労引当金 同左

(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(リース取引に関する会計基準)

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引について は、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じ た会計処理を適用しております。

当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度	
(平成20年3月31日現在)	(平成21年 3 月31日現在)	
1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却	1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却	
累計額	累計額	
建物 735,161千円	建物 776,838千円	
器具備品 1,604,537千円	器具備品 1,691,069千円	
投資建物 662,012千円	投資建物 675,647千円	
投資器具備品 26,457千円	投資器具備品 26,929千円	
2 関係会社項目	2 関係会社項目	
関係会社に対する資産及び負債には区分掲	関係会社に対する資産及び負債には区分掲	
記されたもののほか次のものがあります。	記されたもののほか次のものがあります。	
未払金 4,620,908千円	未払金 1,848,998千円	
3 投資その他の資産に計上されております貸 倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資 有価証券)に対するものであります。	3 同左	
4 保証債務	4 保証債務	
子会社であるDaiwa Asset Management	子会社であるDaiwa Asset Management	
(Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して	(Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して	
保証を行っております。	保証を行っております。	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円 2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであり	2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであり
ます。	ます。
固定資産除却損	固定資産除却損
器具備品 44,642千円	器具備品 11,886千円

3 貸倒引当金繰入額に関する注記

保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。

なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。

4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3.069千円

保証金の返還に伴う損失 668千円

3 同左

4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備券廃棄損 21,160千円 ゴルフ会員権評価損 19,403千円

損失 668千円 ゴルフ会員権評価損 1

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 株式の種類 の総額 (百万円)		基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 3 月31日	平成19年 6 月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月23日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				

大和証券投資信託委託株式会社(E06748) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月20日 定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成21年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を 次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額

6,495百万円

配当の原資

利益剰余金

1株当たり配当額

2,490円

基準日

平成21年3月31日

効力発生日

平成21年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額

4,599千円

減価償却累計額相当額

2.299

期末残高相当額

2,299

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内

1,314干

円

1 年超

985

合計

2,299

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により算定 しております。

(借主側)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所 有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額

4,599千円

減価償却累計額相当額

3,613

期末残高相当額

985

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法により算定しておりま す。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内

985千円

985

1 年超

______ 合計

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等 に占める割合が低いため、支払利子込み法により 算定しております。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 1,314千円

減価償却費相当額 1,314千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 1,314千円

減価償却費相当額 1,314千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。

(有価証券関係)

1.その他有価証券で時価のあるもの

	(平成	前事業年度 20年3月31日野	見在)	当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)		
種類	取得原価(千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価(千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの						
(1)株式	55,101	73,804	18,702	55,101	67,520	12,418
(2)債券	50,000	50,105	105	-	-	-
(3)その他						
証券投資信託の受 益証券	3,110,512	3,238,991	128,479	1,732,000	1,815,427	83,427
小計	3,215,614	3,362,900	147,286	1,787,101	1,882,948	95,846
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの						
(1)債券	13,669,870	11,886,801	1,783,068	-	-	-
(2)その他						
証券投資信託の受 益証券	2,816,910	2,591,485	225,424	3,766,074	2,627,319	1,138,755
小計	16,486,780	14,478,287	2,008,493	3,766,074	2,627,319	1,138,755
合計	19,702,395	17,841,188	1,861,206	5,553,176	4,510,267	1,042,909

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	3,892,206	190,340
売却益の合計額(千円)	2,241,103	2,157
売却損の合計額(千円)	21,921	2,298

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)		
作里 犬貝	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
子会社株式及び関連会社株式				
子会社株式	737,012	737,012		
小計	737,012	737,012		
その他有価証券				
非上場株式	1,314,612	1,172,137		
外貨建資産担保債券	2,504,860	2,098,103		
MMF・中期国債ファンド	18,235,925	28,233,112		
小計	22,055,397	31,503,352		
合計	22,792,409	32,240,364		

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
(1)債券				
社債	150,000	-	-	-
その他	13,569,000	-	-	-
(2)その他				
証券投資信託 の受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
その他				
証券投資信託の 受益証券	-	376,553	1,729,191	-
合計	-	376,553	1,729,191	-

(デリバティブ取引関係)

1.取引の状況に関する事項

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)

(1) 取引の内容及び利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。

(2) 取引に対する取組方針

為替予約取引については将来の為替変動リスク の軽減を目的としているため、対象資産である 外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行 うこととしており、投機目的ではありません。

(3) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の 変動による市場リスクを有しております。ま た、信用度の高い国内大手証券会社を取引先と しており、取引先の契約不履行に係る信用リス クはほとんどないと判断しております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役 会等の会議体にて承認を得ることとしており ます。

なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、 為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行 役員会議で行っております。また、財務部内に て取引の状況について適切に把握、管理してお ります。

- (1) 取引の内容及び利用目的 同左
- (2) 取引に対する取組方針 同左
- (3) 取引に係るリスクの内容 同左
- (4) 取引に係るリスク管理体制 同左

2.取引の時価等に関する事項

通貨関連

		前事業年度 (平成20年 3 月31日現在)			当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)				
区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価(千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取 引	為替予約取 引 売建 米ドル	16,334,748	ı	1,150,268	1,150,268	410,852		1,622	1,622

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額 となっております。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成20年 3 月31日	現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
1 . 採用している退職給付制度 当社は、一時払いの退職金制 拠出年金制度を併用してお	度、及び確定	1 . 採用している退職給付制度の概要 同左		
2 . 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 退職給付引当金	988,898千円 988,898千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,150,011千円 退職給付引当金 1,150,011千円		

3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 152,041千円 その他 157,375 退職給付費用 309,416

なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は106,630千円であります。

3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 168,703千円 その他 141,642 退職給付費用 310,345 なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は118,690千円であります。

(税効果会計関係)

(
前事業年原 (平成20年 3 月31		当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)		
1 . 繰延税金資産及び繰延税金 因別内訳	会負債の発生の主な原	1 . 繰延税金資産及び繰延税金 因別内訳	負債の発生の主な原	
 繰延税金資産	千円	│ │ 繰延税金資産	千円	
減損損失	887,301	減損損失	886,012	
貸倒引当金	454,496	貸倒引当金	708,034	
退職給付引当金	402,382	退職給付引当金	467,939	
未払事業税	332,390	その他有価証券評価差額金	424,359	
株式譲渡損繰延	287,965	投資有価証券評価損	303,843	
その他有価証券評価差額金	275,900	株式譲渡損繰延	287,965	
投資有価証券評価損	214,784	出資金評価損	126,163	
賞与引当金	168,660	未払事業税	108,049	
出資金評価損	118,268	賞与引当金	90,738	
器具備品	38,093	器具備品	38,093	
役員退職慰労引当金	18,823	役員退職慰労引当金	25,439	
未払社会保険料	18,208	未払社会保険料	11,283	
前受収益	16,153	その他	31,981	
一括償却資産	10,048	繰延税金資産小計	3,509,905	
その他	23,392	評価性引当額	2,210,636	
繰延税金資産小計	3,266,871	繰延税金資産合計	1,299,269	
評価性引当額	1,947,529	繰延税金負債		
繰延税金資産合計	1,319,341	株式譲渡益繰延	2,837,113	
繰延税金負債		その他	2,156	
株式譲渡益繰延	2,837,113	繰延税金負債合計	2,839,269	
その他	2,562	繰延税金負債の純額	1,540,000	
繰延税金負債合計	2,839,675			
繰延税金負債の純額	1,520,333			
2 . 法定実効税率と税効果会計 負担率との間に重要な差異 異の原因となった主要な項	星があるときの 当該差	2 . 法定実効税率と税効果会計 負担率との間に重要な差異 差異の原因となった主要な	ときの 当該	
法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率 (調整)	40.69%	
交際費等永久に損金に算入されない項	目 0.20	交際費等永久に損金に算入されない項 目	0.35	
受取配当金等永久に益金に算入されな 目	11項 0.52	受取配当金等永久に益金に算入されな い項目	0.13	
住民税均等割	0.02	住民税均等割	0.03	
評価性引当額	2.45	 評価性引当額 	2.32	

その他0.29その他0.74税効果会計適用後の法人税等の負担率42.55税効果会計適用後の法人税等の負担率42.52

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.親会社及び法人主要株主等

			資本金又	車架	議決権等	関係	系内容				
属性	会社等の 名称	住所	は出資金 (百万 円)	事業 の内 容	の所有 (被所有) 割合 (%)	役員 の兼 任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱大和証 券グルー プ本社	東京都千代田区	178,324	持ち 株会 社	100.0	役員 2人	経営管理	有価証券の 売却 売却代金 売却益	3,153,487 2,067,950	-	- -

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

2. 兄弟会社等

			資本金又	事業	議決権等 の所有	関係	系内容				
属性	会社等の 名称	住所	は出資金 (百万 円)	事業 の内 容	(被所有) 割合 (%)	役員 の兼 任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	大和証券 (株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券 資 受 会 の 券 集 販売	証券投資信 託の代行手 数料	31,893,085	未払手数 料	3,927,855
親会社 の 子会社	大和証券 エスエム ビーシー	東京都千代田区	255,700	金融商品取引	-	なし	証券投 資信託 受益証 券の募	証券投資信 託の代行手 数料	1,197,059	未払手数 料	82,472
	(株)			業			集販売	為替予約	25,434,342	-	-
親会社 の子会 社	(株)大和総 研	東京都江東区	3,898	情報 サー ヒ゛ ス業	-	なし	ソフト ウェア の開発	ソフトウェ アの購入	1,074,141	その他未 払金	321,615

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社 に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (3) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1.関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出 資金 (百万 円)	事業 の内 容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	100.0	経営管 理	債務 保証	711,260	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万 円)	事業 の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証券 (株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	•	証券投資信託 受益証券の募 集販売	証券投資信 託の代行手 数料	25,915,828	未払手数料	2,154,948
同一の親会社をもつ会社	大和証券エスエムビーシー	東京都千代田区	255,700	金融商品取引	-	証券投資信託 受益証券の募	証券投資信 託の代行手 数料	980,553	未払手数料	58,506
	(株)			業		集販売	為替予約	17,314,889	-	-
同一の 親会社 をもつ 会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報 サー ビ ス業	-	ソフトウェア の開発	ソフトウェ アの購入	544,950	その他未 払金	197,190

- (注) 1. 上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託 報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社 に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
 - (3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
 - (4) (株)大和総研との取引金額には、(株)大和総研ホールディングス(旧・(株)大和総研)分社化前の取引金額が含まれております。

2.親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度		
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日		
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)		
1 株当たり純資産額 15,773.01円	1 株当たり純資産額 14,907.00円		
1 株当たり当期純利益 4,088.65円	1 株当たり当期純利益 2,496.95円		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載してお りません。	同左		

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	10,665,351	6,513,363
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
至 平成20年3月31日)	至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

<u>次へ</u>

46,601,904

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

資産合計

	(単位:千円)
	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4,276,319
有価証券	22,256,096
未収委託者報酬	6,213,110
貯蔵品	26,368
繰延税金資産	321,833
その他	424,869
流動資産計	33,518,597
固定資産	· ·
有形固定資産	1 1,168,979
無形固定資産	1,801,825
投資その他の資産	
投資有価証券	10,148,103
その他	1 1,503,398
貸倒引当金	2 1,538,999
投資その他の資産合計	10,112,502
固定資産計	13,083,307

		(単位:千円	
	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)		
負債の部			
流動負債			
未払金		5,163,439	
未払法人税等		722,692	
賞与引当金		410,700	
その他	4	1,613,671	
流動負債計		7,910,503	
固定負債			
繰延税金負債		1,926,552	
退職給付引当金		1,163,635	
役員退職慰労引当金		43,950	
固定負債計		3,134,137	
負債合計		11,044,641	
純資産の部			

株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	2,800,000
繰越利益剰余金	5,993,148
利益剰余金合計	9,167,446
—— 株主資本合計	35,837,446
その他有価証券評価差額金	338,935
繰延ヘッジ損益	58,751
	280,183
—— 純資産合計	35,557,263
 負債・純資産合計	46,601,904

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間
	(自平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	29,980,874
その他営業収益	212,747
営業収益計	30,193,621
営業費用	
支払手数料	17,787,239
その他営業費用	3,452,353
営業費用計	21,239,592
一般管理費	1 4,221,719
営業利益	4,732,309
営業外収益	2 394,870
営業外費用	1, 3 265,780
経常利益	4,861,399
特別利益	4 64,666
特別損失	1,221
税引前中間純利益	4,924,844
法人税、住民税及び事業税	2,263,441
法人税等調整額	167,419
中間純利益	2,828,822
	-

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
## ナ次 ↓	主 十成21年9月30日)
株主資本	
資本金	45 474 070
前期末残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	<u> </u>
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	<u> </u>
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
前期末残高	11,495,727
当中間期变動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	11,495,727
川益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	2,800,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	9,659,553
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
当中間期末残高	5,993,148
利益剰余金合計	
前期末残高	12,833,851
当中間期変動額	,
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
コニョッス到出口口	

9,167,446

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年9月30日)
株主資本合計	
前期末残高	39,503,851
当中間期变動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
当中間期末残高	35,837,446
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	618,549
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	279,614
当中間期変動額合計	279,614
当中間期末残高	338,935
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	58,751
当中間期変動額合計	58,751
当中間期末残高	58,751
評価・換算差額等合計	
前期末残高	618,549
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	338,366
当中間期変動額合計	338,366
当中間期末残高	280,183
純資産合計	
前期末残高	38,885,301
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	338,366
当中間期変動額合計	3,328,038
当中間期末残高	35,557,263

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日
	至 平成21年 9 月30日)
1 . 資産の評価基準及び 評価方法	(1)有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算
	定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 . 固定資産の減価償却 の方法	(2)デリバティブ 時価法により計上しております。 (1)有形固定資産及び投資不動産(リース資産を除く) 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6~47年 器具備品 3~20年
	 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財 務内容評価法により計上しております。 (2)賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見 込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく 当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社 の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、 能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が 確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づ く当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程 に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

- (2)ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券
- (3) ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ 対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

5.リース取引の処理 方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6.その他中間財務諸表 作成のための重要な 事項

- (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)

1. 減価償却累計額

有形固定資産 投資不動産 2,603,477千円

709,109千円

- 2. 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。
- 3. 債務保証

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務573,210千円に対して保証を行っております。

4. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1.減価償却実施額

有形固定資産 141,608千円 無形固定資産 325,480千円 投資不動産 6,532千円

2. 営業外収益の主要項目

有価証券利息 67,638千円 投資有価証券売却益 188,494千円 デリバティブ利益 29,286千円

3. 営業外費用の主要項目

投資有価証券売却損 161,780千円 有価証券償還損 26,776千円

4 . 特別利益の主要項目

貸倒引当金戻入額 64,666千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当た <i>り</i> 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月22日

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(借主側)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

取得価額相当額

減価償却累計額相当額4,2704,270中間期末残高相当額328328

(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2 . 未経過リース料中間期末残高相当額

1 年 内328千円1 年 超- 千円合 計328千円

(注)未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料657千円減価償却費相当額657千円

4.減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

1.時価のある有価証券

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1)その他有価証券 株 式	55,101	73,537	18,435
その他 証券投資信託の受益証券	6,900,314	6,310,414	589,899
計	6,955,416	6,383,952	571,464

2. 時価評価されていない主な有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1)その他有価証券 非上場株式 外貨建資産担保債券 MMF・FFF・中期国債ファンド	1,172,137 1,855,002 22,256,096
計	25,283,235
(2)子会社株式及び関連会社株式	737,012
計	737,012

(デリバティブ取引関係)

1.取引の状況に関する事項

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(1) 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替変動リスク及び価格変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

当社のデリバティブ取引は、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク、及び価格変動 リスクを軽減する目的で利用しております。

なお、一部の投資有価証券を対象に、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で ヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引に係るリスクとして、株式指数先物相場の価格変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理を行っております。

なお、財務部長はデリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を、執行役員会議及び財務会議で行っております。

2. デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

计免物办话器	取引の稀粕	当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
対象物の種類 	取引の種類 	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引	320,616	4,055	4,055

(注)1.時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引

き邦貨換算した額となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間			
(自 平成21年4月1日			
至 平成21年9月30日)			

1株当たり純資産額 13,631.17円

1株当たり中間純利益金額 1,084.45円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	2,828,822
普通株式に係る中間純利益(千円)	2,828,822
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 平成21年4月2日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 株主名簿管理人の廃止
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を 及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,231百万円(平成21年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務 を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位:百万円 (平成21年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	(注)
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	255,700	

(注)金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称:資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額:50,000百万円(平成21年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づ

き信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受

託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべて

を再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

委託会社の名称、所在地を記載することがあります。

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である旨を記載することがあります(請求目論見書の場合)。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

お電話によるお問合わせ先

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

委託会社のホームページ

アドレス http://www.daiwa-am.co.jp/

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできる旨。

- (3) 目論見書の冒頭に、有価証券届出書の第一部および第二部の内容を要約または図表化したものならびに計算例を「目論見書の概要」等として記載することがあります。
- (4) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (5) 前(3)の「目論見書の概要」の項または目論見書の巻末に、「用語のご説明」等のタイトルで用語集を掲載することがあります。
- (6) 前(3)の「目論見書の概要」の項に、当ファンドの基準価額、純資産総額等の推移をグラフで表示する場合があります。
- (7) 当ファンドの投資信託約款の内容を記載した書面を、目論見書と合冊で投資家に交付する場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。

「投資信託説明書(目論見書)」

「投資信託説明書(交付目論見書)」

「投資信託説明書(請求目論見書)」

独立監査人の監査報告書

平成22年3月19日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投(一般財形30)の平成21年2月3日から平成22年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投 (一般財形30)の平成22年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(当期)へ

⁽注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

⁽注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 堀内 巧 印

指定社員 小惣会計士 小澤陽一 印

指定位員 公認会計士 小澤陽一 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書(当期中間)へ

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社

員 公認会計士 堀内 巧 印

業務執行社員

指 定 社

員 公認会計士 小澤陽一 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了 する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示し ているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月19日

大和証券投資信託委託株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山元 太志 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投(一般財形30)の平成20年2月5日から平成21年2月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投 (一般財形30)の平成21年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

委託会社の監査報告書(前期)へ

⁽注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

⁽注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社

員 公認会計士 均

堀内 巧 印

業務執行社員

指 定 社

員 公認会計士

小澤 陽一 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。